



中小企業者のための鹿児島県の融資制度 事業再生支援資金



○ どんな資金？

経営改善や事業再生に取り組む中小企業者の取り組みを応援する資金です。
事業再生に必要な資金の調達に利用できます。
また、すでに借り入れている保証付き融資をこの資金に借り換えることで、月々の返済額を軽減でき、ニューマネーの追加(金融機関等による審査あり)も可能です。

○ 融資対象者 県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

1 中小企業活性化協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うもの 国の事業再生計画実施関連保証制度、事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度に対応

2 返済条件の緩和を実施した既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換えるもの 国の条件変更改善型借換保証制度に対応

○ 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又はかごしま「働き方改革」推進企業は保証料が割安に！！

通常よりも0.1%引き下げ

※ 適用を受けるには「鹿児島県SDGs登録制度の登録証の写し」、「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「働き方改革推進企業の認定証の写し」が必要です。

○ 融資条件

	融資対象者 1 の場合	融資対象者 2 の場合
融資限度額	運転資金・設備資金 5,000万円	
利率 ※金融情勢により変動 することがあります。	1年以内 年1.75% / 1年超3年以内 年1.95% / 3年超5年以内 年2.05% 5年超7年以内 年2.25% / 7年超10年以内 年2.35% / 10年超 変動金利	
信用保証料 (県補助後) 保証機関の基本保証料 率のうち、一部を県が 負担しています。	年0.48% (※3) (事業再生計画実施関連保証制度) 年0.20% (事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度)	年0.13%~年1.58%
	鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又はかごしま「働き方改革」推進企業は、 融資対象者1、2のいずれも、さらに0.1%引き下げ	
融資期間	15年(うち据置12月以内(事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の場合、36月以内))	15年(うち据置12月以内(新たな事業資金の追加を含む場合、24月以内))
償還方法	毎月均等分割	
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／ 鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／ 西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金 (県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)	
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録証の写し／パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトで公表している宣言の写し／かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し／その他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類	

※1 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※2 事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の取扱期間は、令和8年3月31日までです。

※3 責任共有制度対象外の保証付き既往借入金を同額以内で借り換える場合又は求償権消滅保証を利用する場合は年0.68%。

※ 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

○ 融資の流れ ~ご相談は最寄りの金融機関へどうぞ~

